

赤ちゃんが産まれたときは出産育児一時金を支給

国民健康保険(国保)に加入している方が出産された場合、出産育児一時金(一時金)が支給されます。死産や流産の場合でも、妊娠12週経過後であれば同様に支給されます。

また、国保以外の社会保険に加入の方が出産された場合にも一時金が支給されますので、それぞれ加入の保険者へお問い合わせください。

◆支給額 次のいずれかに該当する場合は、支給額が39万円になります。

- ・産科医療補償制度未加入の分娩機関での出産(※1)
- ・妊娠22週以前の出産(死産を含みます)

一時金の支払は…

○出産費用が一時金を超えた場合

一時金の金額を国保から医療機関に直接支払いますので、国保に加入している方は、一時金を上回った金額のみ医療機関に支払うこととなります。

次の一時金に該当する場合は、支給額が42万円になります。

※1 産科医療補償制度とは?

分娩に関する重度脳性まひ(身体障害者1・2級程度)の赤ちゃんやその家族の経済的負担を補償する制度です。

- ・補償の上限額…3千万円
- ・対象…平成21年1月1日以降に生まれた赤ちゃん

制度に加入している市内の医療機関は「西脇病院」と「うつのみや産婦人科医院」です。

里帰り出産など市外の医療機関で分娩される場合は、この制度の加入分娩機関であるかを必ずご確認ください。

○出産費用が42万円を超えたかった場合、または直接支払制度が利用できない医療機関で出産された場合

申請が必要です。市役所市民課保険担当(5番窓口)へ手続きにお越しください。

また、会社を退職後6ヶ月以内に出産された方は、以前に加入されていた健康保険で手続きを行ってください。(1年以上継続して会社に勤務していました場合に限ります)

手手続きにお越しください。

申込手続

- ・国民健康保険証
- ・出産費用の領収書・明細書(産科医療補償制度の加入医療機関である証明印のあるもの)
- ・印鑑
- ・母子手帳

- ◆申請手続に必要なもの
- ・世帯主名義の預金通帳
- ・問合せ 市民課保険担当(市役所内線254)



国道175号西脇バイパス4車線化へ

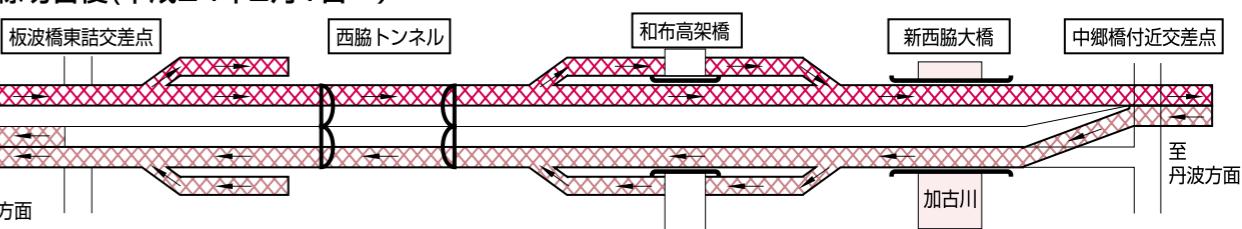
4車線化を進めている西脇バイパス(高松町~下戸田)は、2月1日(水)午前0時から、上り線(明石方面)については新しい西脇バイパスを利用していくことになります。

車線切替え後は中央分離帯工事のため、しばらくは上り・下り車線とも一車線のみの通行となります。特に中郷橋西詰付近は、通行が大きく変わりますので、十分ご注意ください。

◆問合せ 建設総務課(市役所内線275)



■車線切替後(平成24年2月1日~)



「福島のへそ」福島県本宮市が加盟

へそのまち災害応援協定に

全国へそのまち協議会による「災害時の相互応援に関する覚書」に、新たに「福島のへそ」福島県本宮市が加わりました。この覚書は、昨年10月、協議会加盟店7市町村(北海道富良野市、栃木県佐野市、群馬県渋川市、岡山県吉備中央町、熊本県山都町、沖縄県宜野座村、西脇市)が締結したもので、福島県本宮市が協議会に加入されたことに伴い、同市

を加えた8市町村で応援協定が効力を発することになりました。今後、もしも災害が発生した際には、「へそ」の絆のもとでお互いに支援を行います。

「へそのまち物産フェアを開催へソレンジャーもやってくる!」

◆期間 2月5日(日)~12日(日)
午前9時半~午後6時
※2月8日(水)は定休日
◆ところ 北はりま旬菜館
また、物産フェア初日の2月5日(日)には北はりま旬菜

ち協議会加盟店市町村による「へそのまち物産フェア」を開催します。物産フェアでは、加工食品をはじめ加盟店市町村の特産や名産品を販売します。今回新たに全国へそのまち協議会に加盟した福島県本宮市からの出品もあります。この機会にしか手に入らない特産品の数々をぜひお買い求めください。

館の出荷者の皆さんによるイベントも開催されます。昨年末に好評をいただいた「焼き鳥」や「鍋汁」を店頭で販売します。子どもたちに大人気の「にしき宣隊へソレンジャー」も応援に駆けつけてくれます(午前10時~正午の予定)。ご家族おそろいでぜひご来場ください。

お得なポイントカード 「北はりま旬菜館

北はりま旬菜館では、お客様へのサービスの一環として、ポイントカードを導入しました。お買い上げ100円ごとに1ポイントが加算され、500ポイント貯まると、北はりま旬菜館で利用できる500円のお買い物券を進呈します。随时レジにて発行していますので、ぜひお申し込みください。

◆問合せ 北はりま旬菜館
(☎24-7900)

シリーズ 西脇市自治基本条例 ②自治基本条例の考え方

自治基本条例はさらなるまちの活性化のために必要です

西脇市では「市民主役のふるさと運営」を進め、自立した地域社会を目指しています。ただ、市民の皆さんにとっては、「主役」と言われても何をどうすればいいのかわからないのではないかでしょうか。

そんな「?」(ハテナ)をなくすために自治基本条例を制定することで、「こんなまちにしていきたい」(1)のために市民や市が「できること」「しなければいけないこと」(2)を明らかにします。今まで以上に市民の皆さんが自治へ参加しやすいまちにするために自治基本条例が必要となります。

(1)「こんなまちにしていきたい」

(自治の基本理念)

- ・市民の「想い」「希望」が反映されたまち
- ・市民が互いに助け合い、支え合い、安全・安心に暮らすことのできるまち
- ・自然を愛し、地域にあるさまざまな資源を大切するまち
- ・郷土愛にあふれた次世代を育てていくまち

(2)「できること」「しなければいけないこと」

(自治の基本原則)

- ・市民は身近な課題について「自分たちにできること」、「自分たちだからこそできること」を実践します。
- ・市は、市民だけで解決できない課題を市民とともに解決に向けて取り組みます。
- ・市民と市は、西脇市に住み、働き、学ぶすべての人々が尊重しあい、参加できる自治を目指します。
- ・市民と市は、自治の推進に必要な情報を共有します。
- ・市は、地域の実情にあった市政運営を行うため、市民が市政へ参加しやすい環境を整えます。
- ・市民と市、または市民と市民がお互いに、それぞれの役割と責任を理解し、対等な立場で、協力しながら、まちづくりを進めます

このコーナーでは、より暮らしやすく住みよい「西脇市らしい」まちづくりの実現を目指した「西脇市自治基本条例」の制定に向けての取り組みや内容をお伝えしていきます。

準備段階から市民の皆さんに知っていただくことでより良い条例を作り上げようとするものです。ご意見やご質問などがありましたら、下記までご連絡ください。

◆問合せ ふるさと創造部まちづくり課
(市役所内線523)